

豊橋市地区体育館利用規約

○開館時間

- ・ 午前 9 : 00～午後 9 : 00

○休館日

- ・ 毎週月曜日（祝日、休日の場合はその翌平日）、12月29日～1月3日

○専用利用方法

- ・ 申込期間 利用承認申請書は、利用期日前 2 か月～5 日までを原則とします。
ただし、施設の管理上支障がなく、必要と認めた場合は、この限りではありません。
- ・ 申込方法 申込期間内に豊橋市地区体育館窓口申請書の提出をするか、予約システムでお申込みください。
- ・ 申込取消 利用期日の 5 日前を原則とします。これ以降の取消しは相当な事由がない限り利用料を徴収します。

○専用利用制限

- ・ 館の利用は、原則引き続き 3 日を越えることができません。
- ・ 営利又は商業宣伝を目的とした利用はできません。

○個人利用制限

- ・ 夜間利用の小・中学生については、指導者又は保護者同伴を原則とします。

○利用料金の納付

- ・ 個人利用券は利用する際に購入することとし、専用利用の場合は、少なくとも利用日当日速やかに納付してください。

○遵守事項

- ・ 入場人員は、館内に収容し得る人員を基準としてください。
- ・ 建物又は敷地内では喫煙しないでください。
- ・ 所定の場所以外では飲食をしないでください。また、火気を使用しないでください。
- ・ 他人の迷惑となるような行為をしないでください。
- ・ 許可なく物品の販売をしたり、陳列をしたりしないでください。
- ・ 利用後は整備、清掃を行い、後の利用者に迷惑のかからないようにしてください。
- ・ その他管理上必要な職員の指示に反する行為をしないでください。